

精華町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康 確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
精華町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5	関連する取組・今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5
参考	「学校と教師の業務の3分類」について・・・・・・・・	7

Ⅰ. 計画の趣旨、現状

(Ⅰ) 計画の趣旨

精華町は、まちの宝である本町の子どもたちが夢をもって健やかに育ち、生涯にわたりいきいきと活躍できるよう、教育のまちづくりを進め、命と希望を未来につなぎたいとの願いから、昭和43年に「こどもを守る町」宣言をし、その下に、「精華町教育大綱」（令和6年4月改定）を定めている。

大綱に掲げる基本目標「子どもが夢をもち 生涯いきいき 人がつながり 人をはぐくむ 学研都市精華町」の実現に向けて、教育職員が心身ともに健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保し、専門性を最大限に発揮することができるゆとりある職場環境を作ることが大切である。そのため、働きやすさと働きがいとを両立させることを目的とした「働き方改革」をさらに推進し、子どもたちと向き合う時間や教材研究や授業改善の時間を確保できるようにすること、あわせて、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら職場改善の取組を実践することで、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることが必要である。

本計画は、「働き方改革」が目指す方向性及び目標を定めるとともに、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」という学校と教師の業務の3分類※を踏まえた重点的な取組等を示すものとする。

教育委員会と学校は、この計画に基づく取組の進捗状況や課題を継続的に検証し、より効果的な取組を進め、子どもたちへのより良い教育の実現を目指すしていく。

※学校と教師の業務の3分類とは、教育職員の負担軽減を図り、本来の教育活動に専念できる環境を整備するために業務を分類整理したものである。（P.7「参考」のとおり）

(Ⅱ) 精華町の現状

- 本町では、令和2年3月に、教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、精華町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年3月教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）を定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- 本町の時間外在校等時間の状況については、下表のとおりであり、規則制定当時は長時間労働が常態化していたが、業務や行事の精査等を実施したことにより、一定の改善が見られたところである。しかしながら、本町における教育職員を取り巻く環境は、依然として負担の多い状況にある。

【令和２年度及び令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	小学校		中学校	
	令和２年度	令和６年度	令和２年度	令和６年度
月平均	５３．３時間	３５．１時間	６９．２時間	５３．６時間
月４５時間を上回る割合	５４．７％	３１．５％	６７．８％	５５．５％
月８０時間を上回る割合	１５．６％	１．６％	３０．２％	１８．７％

※月４５時間（８０時間）を上回る割合とは、各月の教育職員数の年間累計を分母とし、各月の４５時間（８０時間）を超えた人員の年間累計を分子として求めた割合をいう。

- 保護者対応や日常的な見守り活動、校務事務全般、中学校における部活動等の業務の負担は非常に大きく、業務の改善や適正化を図ることが特に必要である。

２．目標

- 本町の現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第８条に基づき達成すべき目標を次のとおり定めるものとする。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ① 全教育職員の毎月の時間外在校等時間が、４５時間を超えることのないようにする。
- ② 全教育職員の毎月の時間外在校等時間が、平均３０時間程度となるようにする。
- ③ ①②により、全教育職員の１年間の時間外在校等時間が、３６０時間を超えることのないようにする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は、令和６年(度)の数値】

- ・年間の年次有給休暇について、教育職員誰もが１０日以上取得することを目指す。

【令和６年 取得１０日未満の教育職員の割合は３４．８％ ※平均１３．１日取得】

- ・公立学校共済組合が毎年実施しているストレスチェックにおいて、高ストレス者の割合を８．０％以下まで減少させる。【令和６年度 １０．６％】
- ・ストレスチェックにおける各学校の健康リスク※の値を平均７５．０以下とする。【令和６年度 ７９．４】

※仕事のストレス要因から予想される健康問題が発生するリスクを、厚生労働省基準の全国平均を１００として表したもの。

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

３．計画の期間

令和８年度～令和１１年度

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組む。

（１）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◎登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

- ・保護者・スクールヘルパー、学校運営協議会等の地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◎保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応（「３分類」②・⑤関係）

- ・保護者に対して、相談窓口（教育支援室）の周知徹底を図るとともに、学校で起こるいじめや保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等を法的に解決するため、スクールロイヤー（令和６年度体制整備済）を効果的に活用する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◎中学校部活動の地域展開等（「３分類」③関係）

- ・令和８年２学期以降の休日における部活動は、原則廃止とし、地域展開の運営団体・実施主体の整備、参加費負担への支援等に関する事業を拡充・確立する。

- ・ 平日の部活動についても、継続して部活動指導員の配置を行うとともに、活動時間や休養日のルールを厳守する。

◎水泳指導等の外部委託(「3分類」⑨関係)

- ・ 教育職員の水泳指導の負担軽減、プールの維持管理業務の負担削減を目的に、水泳授業の外部委託を推進する。
- ・ 校内の清掃や消毒作業、校舎の施錠等、可能な限り外部委託を行う。

◎校務事務全般の事務負担軽減(「3分類」⑥関係)

- ・ 事務支援システム等の活用により、校務事務全般の負担を軽減する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◎ICTを活用した業務効率化(「3分類」⑧・⑮関係)

- ・ ICTを活用した教材の共有化による教材研究の負担軽減や、会議・配布物のペーパーレス化による事務の負担軽減を図る。
- ・ 生成AIを活用し、校務の効率化を促進する。
- ・ 会議については、資料の簡素化等の見直しを図り、Web会議の積極的な活用を進める。
- ・ 教育委員会が、ICT機器やネットワーク設備の整備、日常的な保守管理を行う。
- ・ ICTの有効活用に向けた研修を充実する。

◎支援が必要な児童生徒の対応等(「3分類」⑱関係)

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護師や特別支援教育支援員等、医療・福祉に関する専門的な人材について、学校現場の状況に応じた配置に努める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数及び予備時数となるよう設定する。
- ・ 全校で、勤務時間外の留守番電話対応をさらに進め、適正な時間設定により、

業務負担を軽減し、早期退勤を促す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律 第 57 号）等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

◎年次有給休暇の取得促進

- ・長期休業期間中における学校閉鎖日の設定を継続する。
- ・各学校において、年次有給休暇の取得状況を随時確認し、取得日数が少ない教育職員に対して、計画的な取得を促す。

◎健康増進に向けた取組

- ・各教育職員の健康診断の受診や、ストレスチェック受検を促し、健康障害の防止及び健康の保持増進に向けた取組を充実させる。
- ・ストレスチェックの受検率 100%を目指し、受検後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。また、高ストレスと判断された教育職員は、産業医(主治医や専門医等)と面談を行うよう指導を徹底する。
- ・時間外在校等時間が 80 時間を超える月がある教育職員に対する産業医面談の働きかけを徹底する。

◎勤務時間・業務量の適切な管理

- ・各学校におけるノー残業デーの週 1 回以上の設定を徹底し、全ての教育職員の早期退勤を促す。
- ・月の時間外在校等時間の情報を定期的に各学校に提供し、各学校の長時間勤務の改善に向けた取組を促す。
- ・各学校長は、個々の教育職員の在校等時間を確認するとともに、学校内の業務分担の見直し、教育職員間の業務量の平準化、在校等時間短縮に向けた助言や、健康維持の注意喚起を行う。
- ・教育委員会において、各学校における業務の状況等について、事後検証を行い、上限時間を踏まえた時間外在校等時間の縮減に向け、必要な対策を検討する。

5. 関連する取組・今後のフォローアップについて

- ・本計画に係る取組状況の「見える化」を図るため、取組状況や課題を継続的

に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

- ・町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会の会議及び総合教育会議において報告するとともに、本町の HP で公表することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムにより把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、支援を強化する。
- ・各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域住民の理解を促進するため、保護者等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること。
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を進め
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を進め
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を進め
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画